平成２３年（フ）第１６号
宮城県大崎市古川中里５丁目７番13号　リバーサイド中里Ａ棟３号
債務者　畑山めぐみ
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３号
宮城県石巻市大街道東１丁目10―18岡本方、住民票上の住所宮城県石巻市蛇田字南久林51番地６
債務者　渡辺あけみ
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
秋田市寺内後城18番10号　プラスハウスＶ101
債務者　今野　昌人
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１号
秋田市飯島新町２丁目18番10号
債務者　吉敷　征子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５号
秋田市仁井田目長田１丁目１番12号
債務者　遠藤　明美
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
秋田市高陽青柳町16番12号　コーポいとう２号
債務者　星野　光子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６号
島根県簸川郡斐川町大字原鹿749番地２
債務者　飯塚　　登
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１４７号
島根県簸川郡斐川町大字原鹿749番地２
債務者　飯塚恵理子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１号
大分県豊後大野市緒方町天神854番地
債務者　引田　　学
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第３２６号
横浜市栄区庄戸２丁目12番13号
債務者　延時美津子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９号
横浜市都筑区大熊町64番地１　オークハイツ大倉山106
債務者　橋本真由美
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０号
横浜市青葉区梅が丘28番地28
債務者　星　　礼司
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
沖縄県中頭郡読谷村字比謝423番地　Ｈ―４
債務者　具志堅佳子（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２２号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目10番15号
債務者　金城　結子（旧姓濱松）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５２号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地14棟504号
債務者　由井　昭江（旧姓大久保）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
愛知県新城市石田字八幡24番地１　ハイカムールふくみＡ201号
債務者　櫛田　典子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部